時事新報

明治十九年二月五日　金曜日
舊丙戌正月二日（丙、申）
日 出午前六時五十九分 入午後五時三十分　月 出午前七時二十分 入午後六時三十四分　潮 午前六時四十分 午後六時五十六分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價
一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓四十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便税一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○右ニ掲クル各地ニ於テハ郵便取扱所ヨリ遞送無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）
東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戶　尾ノ道　廣島　岡山　廣島
和歌山　姬路　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
宇都宮　市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　粕壁　杉戶　幸手　久喜　栗橋　宿　千葉　登戶
市川　佐倉　東金　市川　八幡　船橋
其他府縣下郵便局所ハ閉所ノ箇所ハ開レタル郵便料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
十行迄	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
十一行ヨリ二十行迄	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五	五錢六厘
廿一行ヨリ三十行迄	八錢	六錢五厘	五錢八五	五錢五厘	五錢二厘
三十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

立國は本は國民の富に在り

人民を立國の本あり國中の人民個々に富まざれば國と立ること難しとは誰れ人も言ふ所なれども國を代表する者は政府よりして殊に日本國の如きは官尊民卑の習慣養成の時代より由來して政府の外よ之人も物もなき姿なる事故に假令へ國民は個々が貧困なるも政府の手許よ差したる困難なくして毎年の會計出入相當るときは天下太平財政安全の世の中よして焦眉の急なし三五年前より商況不景氣と稱し全國人民の無職業よ苦しむは明白なる事實なれども政府は歳入は之がためよ大よ減ぜたるに非ざるのみならず紙幣の價格舊よ復し物價も隨て大よ下落するに就ては國庫よ納まる金額は前年に同様なるも其金の實力には幾割を增したる如く政府の財政は甚ご豐かなりと云はざるを得ず之を要するに政府の利益として又その外面の體裁と云へば倚ほどれ丈も美なるものありと申すと前年銀貨と紙幣との差額にして不體裁なりしものが國民次第よ困窮して物品を買ふ力を失ひ隨て外國貿易よも輸入品少なくなりて金貨の需用なく又全國の紙幣は政府は國庫と富豪の金庫とに積まて民間よ紙幣の缺乏を告げたる今の時節に至て銀貨は次第に下落し本年一月より交換の令を發せられたれども紙幣と持込みて銀貨と換え歸るが如き者もなければ日本の紙幣には俄に信用を增したるが如き紙幣を世間に流して甚ご美なり又國中は金穴の所有者は金を持ちながら無利足よ金を閑却するの苦しさよ堪へずして政府の公債證書と買入れ其價未曾有の騰貴よ至りたるなど如何なる者も是れ亦凡庸の眼を以てすれば政府の財政を計じたるが如くよ見えて甚ご美なり
なれども政府の財政は實に豐よして又その外面に於ても凡庸俗眼の目を以てすれば甚ご美なるが如くよ見えるも天下太平財政安全なりと雖ども皆是れ假の事相よして其眞相は之に反するを得ず立國の根本は人民個々の富に在りとして建よあるきものならば今の日本國は富國にて其の殖産の力は弱くして國を維持するよ足るべき人の富はあきと得ず殖産の力は國民の數に拘て[illegible]の[illegible]よ在て存するものあれば尚も恐と勞せず身と役せざるときは國民は有れども無きよ等しきのみ然るに今日の殖産社會には心身を勞役を可き仕事を見ざ唯坐して衣食するばかりなさば日よ月よ困窮するの外なる可らず國民にして甲斐なき者と云ふべし其私の困窮は倚ほ忍ぶ所しと雖ども斯る有様にて次第に行くがまゝに任せたらば其末は遂に國庫の歳入よ差響くまとはなかる可きや我輩の最も疑ひ懼るゝ所なり第一地租は日本政府歳入の根本とも云ふ可きものなるよ農民よ農間稼の道を失ふて納税に苦しみ往々公賣處分の沙汰を蒙りて地主の權を棄る者もあるよし夫れも公賣して直に之を買ふ者あれば政府の歳入よ損する所なしと雖ども不幸よして其地方の者が悉皆貧人なれば公賣も意の如くならずして官よ沒入せられ果は熟田變して荒蕪地と爲るの慘狀なしとも云ひ離し今日の實際に就て見れば全國の耕地にて公賣處分を受けたるものは萬分の一にも足らざる事なりと雖ども其勢の進むを退くる理財家の最も注意し最も重要とすべき事柄よして若しも次第に進む勢あらば左右を顧みず如何なる方略をも施して之を防ぎ止むると緊要なるべし又我輩は平生より酒税論者にて全國の酒稽こそ屈強の税源なれりと思ひしに各國の不景氣にて人民に酒と買ふの資力なまを左りとて禁酒の苦痛よも堪へずして家産中等以上の者は家釀を企る者多しと云ふ是れ亦その勢の進退に注意せざる可らず酒も家釀あれば醬油も固より手作にして烟草は銘々の畑に植て自用と辨ずべし我輩の失望みをより大なるはあまで或は菓子税は如何と云ふよ甚だ煩はしくして之を施すも脱税の要少からず率ろ其大本の砂糖に税を課するよそ便法なると私に案を立たれども舶來の品よ內國税は條約の許さゝる所よして殘念ながら廢案に歸せざるを得ず然らば絹布の税と思へども內國の絹布が騰貴しらば外國人は直に日本向の品を織立て、輸入するふとならん絹布無税の今日に於ても輸入の絹織物には中々巧よまて價も安きものある其最中よ內國の税と取立んとそるは唯外國品の輸入を招くに異ならず
右の如く方今わが國の殖産社會よ向て税源を求むれども農工商ともに之を得ること甚ご難きが如し左れば差向の處にて政府の財政に窮することはなかるべしと雖とも税源とは字義の如く國税の源よして其源は農工商は私身は[illegible]に在るものなればその源の[illegible]が次第に凋予を失ふて活動せざるに於ては立國の根本に不安心あるものと云ふべし殊よこの不安心を目下に見えずして知らず識らその間よ增大するものなるが故よ天下の經濟家は不安心の價はいまご大ならざるに及んで之を講究するよと肝要なるべしと信ず

官報

○辭令

一等主税官中村元雄歐洲へ派遣被仰付候よ付隨行申付
（同）　六等主税屬　本多駒三郎

依願御用掛被免（同）　海軍省准奏任御用掛　山田　政發
仝　仝　須藤　綱一

發本職補横須賀鎮守府軍法會議判士（同）　東京軍法會議判士海軍少尉　滝田　酒三

依願免本官（二月三日內閣）　非職海軍少書記官　櫻井　貞
依願免出仕（同）　非職海軍省七等出仕　[illegible]澤　[illegible]次

○通貨の事歴（去月二十日官報の續）

此ノ如ク元祿ノ改正新金銀ハ其ノ通用澁滯シタルヲ以テ寶永二年乙酉（今ヲ距ル百八十年前）政府ハ竟ニ新舊金銀交換ノ群キニ苦ミ新古取交通用ヲ許シ其翌三年丙戌ニ於テ又貨制ヲ變更シテ銀貨ノ改造ヲ始メ舊銀貨ニ增歩ヲ與ヘテ之ヲ新銀貨ニ交換セシム之ヲ舊政府貨制變更ノ第二回ト爲ス此ノ第二回變更ノ銀貨ハ其ノ品質ノ劣惡ナル一更ニ元祿銀ヨリモ甚シカリシヲ以テ世人ハ益々新銀ヲ嫌ヒ同五年戊子ニ至リ寶永通寶當十六錢ナル者（此ノ銅錢一枚ヲ以テ寛永通寶十文ニ當ツ）ヲ鑄テ之ヲ發行セシモ僅ニ一歳ヲ越ヘテ忽之ヲ停止ス是世人カ皆其ノ大錢ヲ厭忌シタルヲ以テナリ」同七年庚寅又大ニ貨制ヲ變更シテ金銀貨ヲ改鑄ス右寶永三年ヨリ七年迄ノ間ニ改鑄セラレル者數種アリ其ノ銀貨ヲ寶字銀（イ）、永字銀（ロ）、三ツ寶銀（ハ）、四ツ寶銀（ニ）ト曰ヒ其ノ金貨ヲ乾字金ト曰フ而シテ其ノ鑄造ノ額ヲ見ルニ寶字銀ハ凡二十七萬八千百三十貫目（舊貨幣表）同七年中改鑄セラレタル者即永字銀ハ凡五千八百卅六貫目同七年ヨリ正德二年迄ノ間ニ改鑄セラレタル者即チ三ツ寶銀及四ツ寶銀ハ凡七十七萬千七百二十七貫目トス（舊貨幣表）又寶永七年ヨリ正德三年迄四年ノ間ニ改鑄セラレタル金貨ハ凡一千百五十一萬五千五百兩、所謂乾字金ハ是ナリ是ヲ舊政府貨幣變革ノ第三回トス寶永改鑄ノ諸銀ハ其ノ品位著シク元祿銀ニ劣リ又其ノ乾字金ハ元祿金ニ比スレハ其ノ品位純分ノ率ハ些シク勝レルモ其ノ形量ハ著シク縮小セリ今寶永改制ノ金貨小判ヲ其ノ前度ノ古金銀ニ比スレハ其ノ品量及實價ノ差左ノ如シ

	量目	品位（純分及雜分ノ割合）	小判一枚ノ實價ヲ明治新貨ニ比較シタル價格
慶長小判	四匁七分六厘	金八五六、九　銀一四二、五　雜〇〇〇、六	十圓六錢四二
元祿小判	同上	金五六四、一　銀四三一、九　雜〇〇四、〇	六圓八十六錢五七
寶永小判	二匁五分	金八三四、〇　銀一六五、五　雜〇〇〇、五	五圓十五錢[illegible]

右ノ比較ヲ見レハ寶永更制ノ金貨其ノ劣惡ニ流レタルヿヲ知ルヘシ夫レ舊政府ノ創業ハ慶長四年ニ在リ其ノ寶貨ノ制ヲ創定シタルハ慶長六年ニ在リ然ルニ其後僅ニ九十餘年ヲ經テ元祿ノ更制アリ以テ貨制紊亂ノ第一端ヲ開キ是ヨリ十二年ヲ經テ又寶永ノ更制アリ以テ貨制紊亂ノ第二段ヲ加フ僅々百餘年ノ間ニ斯ク貨制ノ額敗ヲ致セル所以ノ者ハ其ノ原因何ニ在ルカト云フニ舊政府財政ノ困難實ニ之カ原因タリシノミ元祿寶永正德ノ際實地財政ヲ目擊シ且正德年中專ラ擔當ニ參セシ所ノ新井君美カ當時財政ノ狀ヲ説クル書中ニ記スル所ノ大意左ノ如シ

一御城本丸を始め所々の御殿并造營も候數も多く其外建立之寺社も不少本所の川筋へ中野の犬小屋等の事に至る迄御出費の事は申すに不及其等の御手傳へ被承候諸大名の出費其數擧けて量るへからず是に由りて諸國の士民困窮に及び候云々（中略）又上の財用不足して金銀之品位を改め候事を始め種々は新法出來候云々

一大地震并江戶度々の[illegible]就中大地震は近世之大變故に上の御出費は不及申諸大名末々手傳の入用も多く國家の出費不可量云々

一東國砂降り多くの[illegible]諸國の御領金を[illegible]せられ候云々

（未完）

雜報

○横須賀通信　二月一日横須賀發
當地にて去月廿九日より昨三十一日まで降雪續きたれども地上に積ること僅に一二寸ほどにて降れば直に解け今一日の天氣よて地面の雪は大抵解け拂れ